

平成十七年四月五日受領
答弁第三九号

内閣衆質一六二第三九号

平成十七年四月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出社会保険庁の監修料返納等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出社会保険庁の監修料返納等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

社会保険庁において調査したところでは、監修料は、社会保険庁各課の庶務担当者（以下「各課担当者」という。）から経理課予算班の担当者（以下「経理課担当者」という。）に渡され、経理課担当者から、毎年春と秋の二回、各課担当者に各課の職員数に応じた額が分配されており、また、当該監修料は、職員の深夜残業時の夜食代やタクシー代、職員同士の懇親会の費用などに充てられていた。このようなことは、監修料が組織的に管理されていたものと言わざるを得ず、国民の不信感を増大・増幅させるものでありと考えているが、お尋ねの各課担当者が経理課担当者に渡した監修料の額、経理課担当者が各課担当者に分配した監修料の額等、経理課担当者が分配しないで保管していた監修料の額及び監修料の用途の明細については、監修料の受渡しや用途の明細を記録した文書が確認できないこと等から、社会保険庁において把握していない。

三について

社会保険庁において調査したところでは、経理課担当者及び各課担当者において管理されていた監修料

については、平成十六年夏ごろまでに職員の深夜残業時の夜食代などに充てられており、残っていない。

四について

監修料は、個人としての社会保険庁の職員と出版社等との間の契約に基づく私的な報酬であること等から、受け取った監修料を返還するよう求めることは考えていないが、社会保険庁の幹部職員を始め一定の地位にあつた者が、給与の一部を自主的に返納し、反省の意を表しているところである。また、給与の自主返納に当たつての目安は示されているものの、目標額は定められていない。平成十七年三月二十五日現在、社会保険庁に在籍した職員に係る分として約一億五千万円の返納の申出があり、同日現在で返納があつた額は、約一億三千六百万円である。その内訳は、次官・長官級に係るものが約千三百万円、局長級に係るものが約八百万円、次長・審議官級に係るものが約千七百万円、課長級に係るものが約二千五百万円、室長・企画官級に係るものが約二千四百万円、課長補佐級に係るものが約二千三百万円、その他に係るものが約二千六百万円となっている。